中央防災会議「今後の地震対策のあり方に関する専門調査会」(第八回)

今後の地震対策のあり方について

平成14年4月17日

1.背景・目的

2. 我が国の地震防災対策の変遷

(社会経済情勢の変化に対応し、これまで講じてきた対策の流れを記述)

3.現状と課題

(1) 我が国をとりまく地震の現状

(最近発生した地震や、我が国において発生が指摘されている地震の内容を 記述)

(2)対策の現状と課題

(現在実施している「地震防災対策の現状に関する全国調査」の結果やその 他の資料やデータを収集、分析し、対策の現状を記述する。)

a. 阪神・淡路大震災による教訓のうち残された課題 生産ラインが停止した場合の経済的被害を想定した企業の防災対策の遅れ

防災機関と国民との災害時情報の流通が不十分 木造密集市街地や狭隘な道路等都市基盤の整備の必要性 迅速な復旧等にもつながるライフライン早期回復のための官民連携の必 要性

災害時の行動手順等が不明確であるなど防災機関の対応能力が脆弱 広域的災害に備えた国と複数都道府県間の連携、初動体制や装備等の標 準化の必要性 防災に精通した職員の不足や体制の不備 各防災機関が防災情報システムを個別に整備し連携不足 防災対策の目標や実施スケジュールが不明 施設整備の進捗状況や目標の不明による非効果的防災対策 個人住宅や公共建築物等の耐震化の遅れ 多様な被災者生活支援策の要求

b. 近年の経済社会情勢の変化を踏まえた対策の課題 従来型のコミュニティの崩壊による地域の防災力の低下と新たな市民連 携の芽生え

市民参加型行政への要求 経済成長の鈍化に伴う投資余力の減退 少子高齢化の進展に伴う災害弱者の増加 ITの飛躍的な進歩と情報弱者の増加 便利脆弱社会の定着 過疎地域における災害対応力の低下

c.その他の課題

個人の災害対応能力の低下 防災性に優れた製品の普及の遅れ 一般国民の理解や行動判断に繋げる観測情報等の必要性 災害時の使用や故障等を意識した技術開発の遅れ

4. 今後の地震対策の基本的スタンス

想定すべき地震及びその発生状況

過去の実績等に照らして通常想定される最大の地震を基に最悪の状況を考慮して対策を講じることを基本とすべき(通常想定出来ないほどの希な最悪の状況の想定は、投入可能な予算・人的資源が限られていることから、対策の実現を遅らせ、効果的ではない。)。また、想定される地震の特性、被害、対策に要する期間・効果等を考慮し、優先順位を付け、対策を講じる必要がある。

なお、対策の実施に当たっては、想定する地震被害・対策の程度等について、できる限りの説明を行い、国民の合意を得るよう努める必要がある。

効率的な地震対策の実施

地震対策は、対策全体として効果を発揮するものであり、予算等の防災対策に投入可能な限られた資源を有効に活用するため、対策実施の優先順位、効果的手段の選択・組み合わせを考慮し、総合的かつ計画的に実施する必要がある。

人的被害と経済被害の軽減

人的被害の軽減を第一に考えるべきである。なお、地震による経済被害は 大きく、迅速な復旧・復興の確保や我が国全体の経済への悪影響を最小限に するためにも、経済被害の軽減の重要性を十分認識して対策を講じるべき。

予防対策と復興対策のバランス

地震による被害には、人命や文化財への被害等回復不能なもの、また、経済的被害についてもグローバルに見た経済基盤の喪失等回復が困難なものがある。このため、対策の費用対効果も考慮しつつ、回復不能なものを中心として予防対策に重点を置くべき。

個人財産の支援について

個人財産の資産保全に係る対策は、原則、当該個人において行うべきことであるが、地域や街の保全のための地震対策であって、周辺への被害の軽減 効果等公共性が認められる場合については、個人財産に係るものであっても、 行政としても支援を検討すべき。

地方自治体と国の関係

一義的には市町村が地震防災対策の責務を有し、被害の程度により、都道府県、国が各の役割を担っている。広域的・国家的甚大な地震災害への対応 に関しては、国や都道府県が連携して対応できる連携対応ガイドラインの作 成等の仕組み・枠組みの整備、広域被害想定等基本的情報の提供等を行うと ともに、発災時には関係自治体と連携しつつ国が責任を持って対応すべき。

地震防災情報の提供のあり方

一般の国民に提供する場合には、具体的にどのように行動すれば良いかが 分かるような形で提供することが望ましい。このため、防災機関・行政は、 研究・観測機関が提供する情報について、科学的に明快な答えが出せるか否 かに係わらず、一般国民のどうすればよいかの判断に結びつくような形で情報を提供するよう努める必要がある。

地震防災対策における行政の役割と自助・共助の関係

自宅における耐震化や初期消火等々地震防災対策における自助・共助の果たす役割は極めて大きい。このため、行政は行政でなければ出来ない対策を 的確に推進するとともに、自助・共助の推進のための支援や防災関係情報の 提供等を通じ、自助・共助の重要性の広報、支援を積極的に行うべきである。

5. 今後の地震防災対策の基本的方向

(防災協働社会の実現)

- (1)市民、企業、NPO等と行政の連携による地域の防災対策の推進
- (2)企業防災の推進
- (3) 平常時の社会システムの災害時における活用
- (4)防災情報共有社会の実現
- (5)震災に強い都市の整備

(実践的な危機管理体制の確立等)

- (1)国、地方公共団体等の役割、目標の明確化
- (2) 徹底して実践的である地震防災体制の確立

(3) 広域的防災体制の確立

- (効率的・効果的な防災対策の推進)
- (1)限られた予算の中でのハード・ソフト両面にわたるメリハリのある対策 の推進
- (2)住宅や防災上重要な公共建築物の耐震化の推進
- (3)防災への市場原理の導入
- (4)被災者のニーズに合った多様な生活支援
- (先端技術を活用した防災対策の推進)
 - (1) ITを駆使した情報システムの開発
 - (2) 各種バリアを克服する技術・システムの開発
 - (3)便利脆弱社会の弊害を克服する技術・システムの開発
 - 6. 当面行うべき具体的施策

(平成15年度から早急に着手すべき施策を記述)

7. 今後引き続き検討すべき課題